

令和元年

第3回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

令和元年第3回志賀町議会定例会会議録

令和元年9月3日、第3回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	浜	村	大			
富	来	支	所	長	本	吉	茂	樹	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	門	口	和	彦
税	務	課	長	岡	部	亮			
住	民	課	長	西	清	孝			

健康福祉課長	高野正
環境安全課長	宮下隆
商工観光課長	荒川仁
農林水産課長	大谷清樹
まち整備課長	関田勝行
富来病院事務長	川畑智
会計管理者(会計課長)	北富美夫
学校教育課長	山口勝好
生涯学習課長	平井清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会議務局長	出崎茂男
議会議務局参事	前田稔
議会議務局主幹	坂上大輔

(議事日程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出 報告第20号及び議案第49号ないし第70号及び、認定第1号
ないし第11号(提案理由説明)
- 日程第5 町長提出 議案第45号ないし第48号(質疑、委員会付託、討論、採
決)

(開 会 ・ 開 議)

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和元年第3回志賀町議会定例会
を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

寺井強議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、5番 南正紀君、7番 堂下健一君を指名します。

日程第2 会期の決定

寺井強議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

寺井強議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 報告第20号及び議案第49号ないし第70号、認定第1号ないし第11号 (提案理由説明)

寺井強議長 次に、本日町長から提出のありました、報告第20号、議案第49号ないし第70号及び認定第1号ないし第11号を一括して議題とします。以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

小泉勝町長 令和元年第3回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の夏は、7月中旬まで、比較的気温の低い状況が続いておりましたが、7月25日以降は一転して、連日真夏日となり、さらに、8月6日からは、35度を超える猛暑日が続きました。

そして、お盆の8月15日には、台風10号の影響によるフェーン現象で、さらに気温が上昇し、本町では、北陸三県で初めて40度を超える40.1度を記録し、全国で4番目に暑かった町として、全国ニュースでも取り上げられました。

その後、雨が続き、少しずつ暑さも和らぐ中、先月28日には、前線の影響で線状降水帯が形成され、九州北部を中心に猛烈な豪雨となり、福岡、佐賀、長崎の三県の広範囲に大雨特別警報が発表され、約88万人の避難指示が出される事態となりました。

この豪雨により、河川の氾濫等で市街地が浸水するなどの甚大な被害を受け、3名の尊い命が奪われております。亡くなられた方々と、そのご遺族に対しまして、深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

本町においては、この前線の影響により一時的に大雨となりましたが、幸い、大事には至りませんでした。

しかしながら、近年、豪雨災害が頻発しているなか、いつ、どこで、これまでに経験したことのない豪雨が発生してもおかしくありません。町としては、こうした豪雨等の際には、適宜 適切な判断を行い、避難情報の発令や避難所を設置するなど、必要な措置を講じていきますが、町民の皆様におかれましても、気象庁の5段階の警戒レベルを注視するなど、最大限の情報収集に努めるとともに、危険な状況が迫っていると判断される場合には、自らの命は自分で守るという意識を持って行動していただくようお願いを申し上げます。

それでは、町政の状況と本議会に提案いたしました案件の概要等について、ご説明いたします。

はじめに、オリンピック事前合宿についてであります。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催まで、残すところ10か月余りとなりました。国内においては、東京オリンピック本番に備え、各競技会場でテスト大会が開催され、暑さ対策の検証などが行われるとともに、首都高速道路や公共交通機関の混雑解消に向けた交通テストなどが実施されております。

また、国内向けチケットの追加抽選販売の申し込みが行われるなど、オリンピック・パラリンピック開催への機運は、ますます盛り上がりを見せてきております。

こうしたなかで、本町においては、7月8日から17日まで、町総合武道館と体育館を会場に、男子レスリング競技のアゼルバイジャン共和国代表チーム14名と、日本代表チーム24名の合同合宿が行われました。

合同練習では、充実した施設環境のもとで、同じ階級同士がマット上で組み合い、

本番さながらの激しい練習を繰り広げられ、両国の選手にとって、今月開催される世界選手権、そして、東京オリンピックに繋がる有意義な合宿になったものと思っております。

町としては、今回の合宿に参加の選手の中から、東京オリンピックのメダリストが多く誕生することに期待するものであります。

また、町民の皆様とは、歓迎セレモニーやレセプションへの参加をはじめ、アゼルバイジャン代表チームにおいても、志賀小学校児童との交流事業や堀松の綱引き祭りにも参加していただき、交流を深めたところであります。

さらに、志賀高校レスリング部との合同練習や一般向けの練習見学会の開催などの機会を通じ、交流していただきましたが、参加した子ども達にとりましては、世界トップレベルの技を間近で見て、触れて、大きな刺激になったことと思います。

町としては、今回の合宿での交流を契機として、さらなる町のスポーツ振興と競技力の向上に繋げていきたいと考えております。そして、本町の子ども達の中から、将来のオリンピックが誕生することにも期待したいと思っております。

また、アゼルバイジャン共和国とのホストタウン登録を契機とし、今後、さらなる町の活性化に繋げていくための交流の在り方についても検討していきたいと考えております。

次に、幼児教育・保育無償化についてであります。

国では、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、子育てにかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、本年10月1日より、3歳児から5歳児の子どもと、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもを対象に、幼児教育・保育の無償化を実施することとしております。

町では、この国の方針に対応するため、今定例会において、保育所条例の一部改正の議案を提出するとともに、関連経費を補正予算に計上しているところであります。

また、昼食のおかずとおやつ代である副食費については、これまで保育料の一部として保護者が負担してきましたが、国では、保育料の無償化後も引き続き3歳児から5歳児については、全額を保護者の負担とする方針で、月額4,500円を基準とすることが示されております。

副食費の免除については、これまで、国の制度で、生活保護世帯と住民税非課税

世帯が対象でしたが、これに加え、年収360万円未満相当の世帯と、収入にかかわらず、第3子以降も対象とすることとしています。

この国の方針に従った場合、本町では、3歳児から5歳児331人のうち、約44パーセントに当たる144人の世帯が、副食費を負担しなければならないこととなります。

町では、これまでも独自に保育料の引き下げや減免措置を講じ、県内の他市町に比べ、保育料を低く設定してきたところではありますが、副食費についても、町独自の施策として、保育料の無償化と併せて、本年10月1日より無償化することとし、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っていきたいと考えております。

なお、本件につきましても、関連経費を補正予算に計上しておりますので、ご審議をお願いするものであります。

次に、観光振興による交流促進についてであります。先月10日に、今年で4回目となる西能登里浜イルミネーションときめき桜貝廊が開幕しました。

今年も、地元の各種団体や企業の皆様、住民の方々にご協力をいただき、準備作業やペットボタルの設置を行い、会場の世界一長いベンチ周辺には、壮大なスケールの空間が作り出されました。

初日のオープニングイベントには、多数の皆様にご来場いただき、能登の里山里海の絶好のロケーションのもとで揺らめくイルミネーションと、ファイヤーショーや花火大会の光の競演を楽しんでいただいたところであります。

ときめき桜貝廊は、11月30日まで開催しておりますので、町民の皆様には、ぜひ足を運んでいただき、また、たくさんの方にご紹介いただくようお願いを申し上げます。

町としては、本イベントを通して、さらなる地域の賑わいの創出と交流人口の拡大に繋げていきたいと考えております。

次に、若者の移住定住の促進についてであります。

現在、富来地域で整備を進めている、ますほの丘住宅ファミリー向け住宅1棟12戸については、8月末に建築工事を終え、今月末の完成を目指し、外構工事を進めているところであります。

10月からは、入居者の募集を開始する予定であり、今定例会において、地域優良賃貸住宅管理条例の一部改正の議案を提出させていただいております。

次に、公共交通の充実についてであります。

町では、少子高齢化や人口減少の状況を踏まえ、今後のまちづくりと一体となった公共交通ネットワークを再構築するため、本年3月に地域公共交通網形成計画を策定し、この計画に基づき、今月23日から、新しい運行路線・ダイヤでコミュニティバスを運行することとしました。

今回の改編では、スーパーなどの買い物施設への乗り入れをはじめ、公共施設を利用しやすい時間帯や、富来病院を利用する方のため、朝の到着時間を早めるなどのダイヤ改正、さらには、西山パーキングでの北鉄特急バスとの接続などを考慮した内容となっております。

また、改編に合わせて、ノンステップの車両を4台導入し、コミュニティバスと一目で分かるデザインのラッピングを施すとともに、見やすいバス停看板へ更新するなど、町民が利用しやすい環境整備を図っておりますので、ぜひ、多くの皆様にご利用いただきたいと考えております。

次に、豚コレラについてであります。

昨年9月に岐阜県の養豚場で豚コレラの感染が初めて確認されて以降、1府7県で発生が確認されております。豚コレラは、野生のイノシシを介して豚に広がる可能性があると言われていますが、7月下旬には、福井県大野市、富山県南砺市で、感染した野生イノシシが確認されました。

こうした状況のなか、国では、7月末に、ウイルスに感染した野生イノシシが農場に侵入するのを防ぐため、全国すべての養豚場に防護柵の設置を義務付けるなどの方針を示したところであります。

また、県においては、先月から、福井県と富山県の県境にワクチン入り餌、経口ワクチンを散布するとともに、県内15箇所の養豚場が、かほく市以北にあることを踏まえ、先月8日から、かほく市と津幡町にも散布したところであります。

こうした対策を実施するなかで、先月22日以降、白山市内でウイルスに感染した野生イノシシが4頭確認され、県では、さらなる対策として、本町と羽咋、宝達志水、中能登、七尾の5市町の224箇所を想定して、経口ワクチンを散布することとしております。県内最多の飼育頭数を有する本町としても、この待ったなしの状況に鑑み、ウイルス侵入防止対策として、養豚農家に消毒薬と洗浄容器を配布したほか、養豚農家がイノシシの侵入を防ぐための防護柵設置にかかる費用の一部を助成

することとし、養豚場への感染防止の強化を図っていきたいと考えております。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

新聞報道等でご存じのとおり、去る7月5日に、発電所構内に配備の高圧電源車から出火する事象が発生しました。

車両のリコール対応の不備が原因であったとは言え、原子力発電所の安全性に関わる重要な問題で、あってはならないことであり、町では、北陸電力に対し、再発防止策を確実に講じるとともに、改めて安全管理の徹底を求めたところであります。

また、2号機の新規制基準適合性に係る審査会合の状況につきましては、6月14日に開催された会合での審議を踏まえ、現在、北陸電力では、陸域、海岸部及び敷地周辺における断層の追加調査等を実施しており、取りまとめた検討結果を、今月以降の審査で順次説明していくとの報告を受けております。

町では、北陸電力に対し、引き続き丁寧な説明に努め、適切に対応していくよう求めているところであります。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明申し上げます。

案件は、専決処分の報告が1件、令和元年度の一般会計及び各会計の補正予算をはじめ、条例の一部改正及び町道路線の変更に係る議案が22件、平成30年度の各会計に係る決算の認定が11件の、合わせて34件であります。

まず、報告第20号 専決処分の報告については、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

本年4月22日、和解の相手方の従業員が運転する車両が、百浦地内の町道第225号百浦高出線を走行中、側溝の蓋板を左前輪で踏み、通過したところ、蓋板が跳ね上がり、ハイブリッドバッテリー部分を破損させた事故について、6月19日に和解が成立し、その損害を賠償したもので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第49号から議案第56号については、令和元年度の一般会計及び各会計の補正予算であります。

議案第49号 令和元年度志賀町一般会計補正予算（第3号）については、歳入では、町税及び前年度決算における繰越金や普通交付税の交付決定に伴う増額、保育料無償化に伴う子ども・子育て臨時交付金の追加を主とし、歳出では、国庫補助金

の内示に伴う地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費や、本年6月の豪雨による農地農業用施設及び道路河川の災害復旧事業費の追加を主として、所要額を補正するものであります。

議案第50号 令和元年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、前年度決算における繰越金を増額する一方で、基金繰入金を減額し、歳出では、療養諸費及び高額療養費における退職被保険者分を増額し、一般被保険者分を減額する、予算の組み替えによる補正を行うものであります。

議案第51号 令和元年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、前年度決算における繰越金を増額し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

議案第52号 令和元年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、前年度決算における繰越金及び定期人事異動に伴う人件費の増額分に対する国庫補助金や県補助金、繰入金等を増額し、歳出では、地域包括支援センター等の職員給与費及び国庫支出金等 過年度分返還金の増額等、所要額を補正するものであります。

議案第53号 令和元年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、基金繰入金を減額する一方で、一般会計繰入金及び前年度決算における繰越金を増額し、歳出では、空調設備等改修工事の完了による事業費の減額等、所要額を補正するものであります。

議案第54号 令和元年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、国道拡幅工事に伴う防災行政無線屋外子局の支障移転に係る補償金及び昨年豪雨などにより破損した設備機器等の災害共済給付金を増額し、歳出では、経営合理化計画の策定に係る委託料のほか、冬季の落雷に備え、必要な接続機器購入費等を増額するものであります。

議案第55号 令和元年度志賀町下水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出では、他会計繰入金のほか、公共柵受託工事及び管渠施設修繕工事費を増額するとともに、下水道事業費特別損失において、消費税及び地方消費税等を増額し、資本的支出では、下水道処理施設機械更新工事費を増額する一方で、定期人事異動に伴う職員給与費等を減額する、予算の組み替えによる補正を行うものであります。

議案第56号 令和元年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第1号）については、収益的支出では、病院事業費用において医師の給与費のほか、定期人事異動に伴う職員給与費等を増額し、資本的収入では、寄附金を追加するため、所要額を補正するものであります。

議案第57号から議案第67号については、条例の一部改正についてであります。

議案第57号 志賀町印鑑条例の一部を改正する条例については、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が本年11月5日から施行されることに伴い、旧氏による印鑑登録のほか、申請者本人に限り、個人番号カードを利用し、役場の窓口やコンビニ等で印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第58号 志賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が本年8月1日に施行され、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等がなされたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第59号 志賀町コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例については、本年10月1日より、現在 運行実験中の増穂線予約制乗合交通を本格運行するため、所要の改正を行うものであります。

議案第60号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例及び志賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公務員法の欠格条項の一部が改正され、本年12月14日から施行されることに伴い、成年被後見人等に係る欠格条項を削除するため、所要の改正を行うものであります。

議案第61号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例については、住民の利便性の向上と個人番号カードの普及を目的として、コンビニ交付による住民票の写し等の取得に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第62号 志賀町保育所条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、本年10月より、3歳児から5歳児までの子ども及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子どもの保育所等における保育料の無償化が実施されることから、本町においても対象となる子どもの保育料を無料とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第63号 志賀町大島キャンプ場条例の一部を改正する条例については、近年、自転車での利用者が増加傾向にあることから、利用料金に自転車の利用区分を追加するとともに、本年10月1日より供用開始予定の新管理棟の位置を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第64号 志賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、領家町第1住宅の用途廃止及び解体撤去に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第65号 志賀町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例については、本年9月30日に完成予定のますほの丘住宅ファミリー棟の管理規定を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第66号 志賀町給水条例の一部を改正する条例については、水道法の一部を改正する法律が本年10月1日から施行され、指定給水装置工事事業者の指定期間が5年の更新制となることから、手続きに係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第67号 志賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公務員法の欠格条項の一部が改正され、本年12月14日から施行されることに伴い、成年被後見人等にかかる欠格条項を削除するため、所要の改正を行うものであります。

議案第68号から議案第70号については、志賀町道路線の変更についてであります。

議案第68号 志賀町道路線の変更については、米町川の河川改修に伴い、花園橋を撤去したことにより、町道第307号堀松清水北吉田線の終点を変更するものであります。

議案第69号 志賀町道路線の変更については、土地改良事業で整備した農道を町道に認定するにあたり、町道第714号福井連絡線の起点を変更するものであります。

議案第70号 志賀町道路線の変更については、一般県道羽咋田鶴浜線の改良工事の完了に伴い、石川県が管理する道路が町に移管されたことから、町道第742号雨谷線の終点を変更するものであります。

認定第1号から認定第11号までについては、平成30年度の一般会計など11会計の決算について、関係法令の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に提出し、認定を求めるものであります。

なお、決算の内容については、別途説明させていただきますので、本日の説明は、省略させていただきます。

以上、本定例会提出案件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

寺井強議長 説明を終わります。

(休 会)

寺井強議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明4日から9日までの6日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日4日から9日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、9月10日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時30分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第16号

令和元年度定期監査（前期分）の結果について（報告）

2 議長報告第17号

入札結果について

(令和元年6月18日 5件)

(令和元年6月28日 17件)

(令和元年7月11日 15件)

3 議長報告第18号

例月出納検査の結果について

(令和元年6月24日実施)

(令和元年7月24日実施)

4 議長報告第19号

職員派遣等結果報告について

5 議長報告第20号

委員会所管事務調査等報告書について (議会広報特別委員会)

6 議長報告第21号

健全化判断比率報告書

7 議長報告第22号

資金不足比率報告書